



ケミカルマテリアルジャパン 2022



Japan Environmental Management
Association for Industry

『SDS(安全データシート)に 関する最近の動向と対応』

国際化学物質管理支援センター
関口 正継

一般社団法人産業環境管理協会

Copyright(C)2015 JEMAI All Rights Reserved



SDSに関する最近の動向と対応

1. 安衛法改正と対応
2. 化学物質排出把握管理促進法改正と対応
3. EU REACH附属書 II (SDSの編纂規定)の改正と対応
4. SDS作成等の対応・体制整備

この資料ではSDSに関する最近の動向(トピックス)を中心に、範囲をSDS・ラベル・GHSの内容に限定して説明します。

安衛法改正、リスクアセスメント等に関しては、弊協会の他の資料もありますので、合わせて参照して下さい。

1. 安衛法改正と対応

安衛法改正の関連資料

名称	
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令	政令第51号
労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令	省令第25号
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令	省令第91号
化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する告示	告示第191号
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について	基発0531第9号
労働安全衛生法に基づく安全データシート(SDS)の記載に係る留意事項について	基安化発0111第1号
労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要 https://www.mhlw.go.jp/content/000946001.pdf	厚労省資料
化学物質による労働災害防止のための新たな規制について ～「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」の公布～ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25984.html	厚労省HP(ホームページ)

改正の概要(全体)については、厚労省資料、厚労省HPを参照

(注記)リスクアセスメント、SDS、化学物質管理責任者の選任、その他(多数有り)

公布日(一部令和5年4月1日又は令和6年4月1日施行)

ここではSDS関連の改正について説明する

1. 安衛法改正と対応 1 / 4

主な背景

(職場における 化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書:2021年)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000944980.pdf>

(1)労働災害の発生状況	規制対象外の物質による労働災害が 約8割
	危険性・有害性を十分に確認、評価 せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生
(2)有害作業に係る化学物質の管理状況	直ちに改善を必要とする 第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向
	リスクアセスメントの実施率は 50 %強。

主な改正要点(SDS関係)

(「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」厚労省資料)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25984.html

ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加	国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加
SDS等による通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できる
SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新	SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的(5年以内ごと)に確認し、変更があるときは更新する。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知
SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化	SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要

1. 安衛法改正と対応 2/4

GHS 分類済み危険有害物に対する情報伝達及びリスクアセスメントの義務

- ① 令和2年度までに分類済みの物質(すでに義務化されている物質、環境有害性しかない物質等を除いた約1,800 物質)の義務化(令和3~5年度)
- ② 令和3年度以降に新たに分類する物質(毎年50~100 物質程度)の義務化(令和6年度以降)
(職場における 化学物質等の管理の あり方に関する検討会報告書:2021年)

<参考> 国による GHS 分類及びラベル表示等の義務化のスケジュール

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
○国による新規GHS分類 ○モデルラベル・SDS作成	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質
○ラベル表示・SDS交付 義務化 <small>※施行(義務運用)までの期間は 2~3年</small>	250 物質	700 物質	850 物質	150~300 物質	50~100 物質	50~100 物質
	既存GHS分類済み物質					
○ばく露限界値(仮称)の 設定 <small>※施行(義務運用)までの期間は 1年程度</small>		150 物質 <small>リスク評価由来等</small>	200 物質	200 物質 <small>許容濃度等が設定されている物質</small>	200 物質	200 物質

2021年度以降毎年、SDS・ラベル義務対象物質が公表(50~850物質)されていく予定。
義務化に合わせて製品が対象となる場合、新規または改訂SDSを作成する必要あり。

1. 安衛法改正と対応 3/4

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000945516.pdf>

基発0531第9号(令和4年5月31日)

SDS関連事項の説明(詳細省略)

SDS等による通知方法の柔軟化、SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新
SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

ラベル表示・SDS交付義務対象物質リスト

物質リスト(R03): 今回改正分(追加): 234物質(類)

候補物質リスト(R04・R05): 令和4年度[675物質(類)]、令和5年度[827物質(類)]政令改正予定

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

労働安全衛生法に基づく安全データシート(SDS)の記載に係る留意事項について

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220112K0011.pdf>

基安化発0111第1号(令和4年1月11日)

SDS の適用法令欄における記載例

労働安全衛生法	<p>名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57 条第1項、施行令第18 条第1号、第2号別表第9) (○年○月○日以降)</p> <p>名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57 条の2、施行令第18 条の2第1号、第2号別表第9) (○年○月○日以降)</p> <p>危険性又は有害性等を調査すべき物(法第57 条の3) (○年○月○日以降)</p>
---------	---

1. 安衛法改正と対応 4 / 4

SDS の適用法令欄における記載例 通達の指導を踏まえた新たに追加された化学物質の記載方法の対応の例

労働安全衛生法 (記載例1)	アクリル酸2—(ジメチルアミノ)エチル 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57 条第1項、施行令第18 条第1号、第2号別表第9) (令和6年(2024年)4月1日以降) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57 条の2、施行令第18 条の2第1号、第2号別表第9) (令和6年(2024年)4月1日以降) 危険性又は有害性等を調査すべき物(法第57 条の3)(令和5年(2023年)4月1日以降)
労働安全衛生法 (記載例2)	アントラセン 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57 条第1項、施行令第18 条第1号、第2号別表第9) (令和6年(2024年)4月1日以降) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57 条の2、施行令第18 条の2第1号、第2号別表第9) (令和6年(2024年)4月1日以降) 危険性又は有害性等を調査すべき物(法第57 条の3)(令和5年(2023年)4月1日以降)

2. 化学物質排出把握管理促進法改正と対応

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)の政令改正

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html

令和3年(2021年)10月20日公布

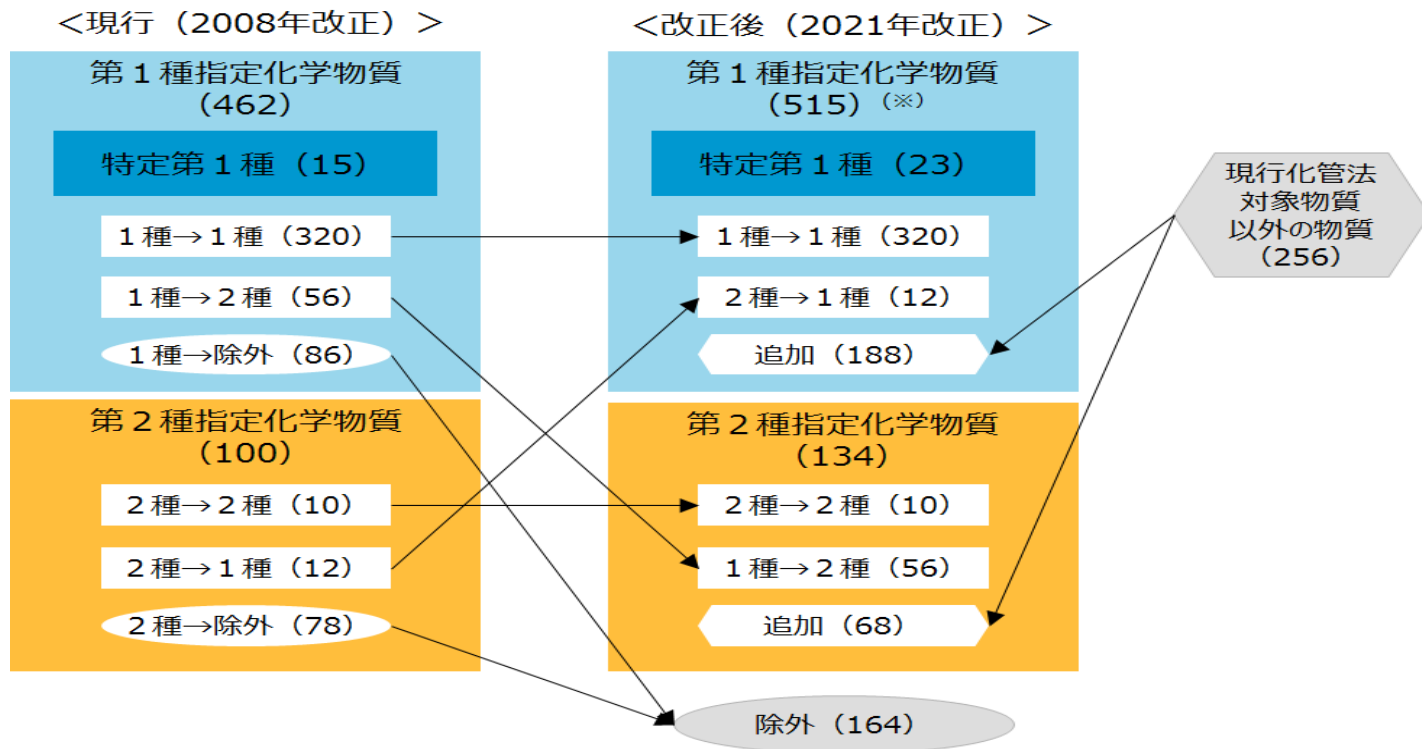
令和5年(2023年)4月1日施行

対象化学物質

	改正前	改正後
第一種指定化学物質	462物質	515物質
(うち特定第一種指定化学物質	15物質	23物質)
第二種指定化学物質	100物質	134物質

ここではSDSに関する内容を中心に説明する。

2. 化学物質排出把握管理促進法改正と対応 1/5



現行と政令改正後の指定化学物質数の概況

※構造が類似する物質等の統合、「有機スズ化合物」の分離により、最終的に515物質となる。

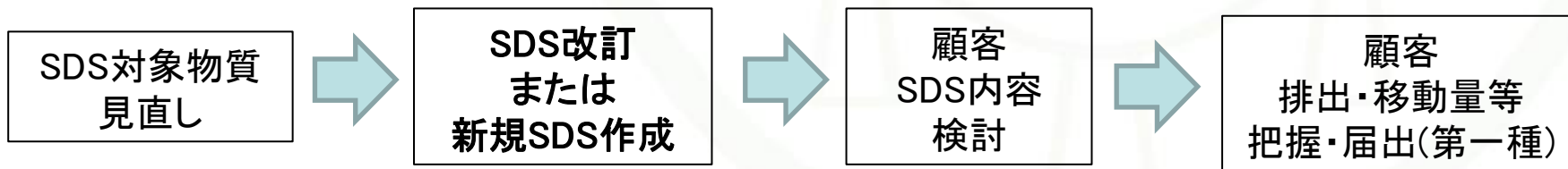
	改正前	改正後		
		物質数	変更なし	変更(うち新規追加)
第一種 (含特定一種)	462	515	320	195(188)
第二種	100	134	10	124(68)

**物質(数)の大幅見直し
特に第二種全体で49%
(319/649)**

2. 化学物質排出把握管理促進法改正と対応 2/5

制度		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
SDS	指定物質① (改正後対象外)		SDSの提供 (政令改正前(現行)の指定物質であって改正後に対象外となる指定物質)		
	指定物質② (改正前・後も対象)		SDSの提供 (政令改正前後で変更のない指定物質)	SDSの提供 (政令改正前後で変更のない指定物質)	
	指定物質③ (改正後対象)		新旧両方の指定物質を併記したSDSの作成・提供	SDSの提供 (政令改正後の指定物質)	
			SDSの提供準備 (政令改正後に新たに追加となる指定物質のSDS作成・周知)		
PRTR	事業者による把握	2021年度分把握 (政令改正前(現行)の第一種指定物質)	2022年度分把握 (政令改正前(現行)の第一種指定物質)	2023年度分把握 (政令改正後の第一種指定物質)	2024年度分把握 (政令改正後の第一種指定物質)
	事業者による届出・国による公表	2020年度分の届出・公表	届出 → 公表	届出 → 公表	届出 → 公表

化管法の政令改正に伴う指定化学物質の切り替えの流れとSDS提供時期



顧客の排出・移動量等の把握のために、なるべく早くSDSの改訂または新規作成が必要

2. 化学物質排出把握管理促進法改正と対応 3/5

改正に関する代表的な化学物質の例

化学物質名称	CAS番号	化管法		
		改正前	改正後	管理番号
アクリル酸2-ヒドロキシエチル	818-61-1	一種	二種	6
アセトアルデヒド	75-07-0	一種	特一種・一種	12
1-アミノ-9, 10-アントラキノン	82-45-1	一種	二種	19
アセトニトリル	75-05-8	一種	削除	13
鉛	7439-92-1	一種	(グループ化変更)	(304)
鉛及びその化合物 (グループ化変更後名称)	7439-92-1、他		特一種・一種	697

経産省資料(R3年10月)によるSDSの「適用法令」記載方法の例示

【例1】改正後に指定化学物質ではなくなる場合

「□□□□」化管法第1種指定化学物質(2023年3月31日まで)

【例2】改正前は第2種指定化学物質であり、改正後に第1種指定化学物質となる場合

「〇〇〇〇」化管法第2種指定化学物質(2023年4月1日以降、化管法第1種指定化学物質)

【例3】改正後に新たに第1種指定化学物質となる場合

「△△△△」(2023年4月1日以降、化管法第1種指定化学物質)

2. 化学物質排出把握管理促進法改正と対応 4/5

SDSの「適用法令」記載方法の具体的な例 1/2

変更(分類)	法規区分名	適用条件
一種⇒二種	アクリル酸2-ヒドロキシエチル 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) 【6 アクリル酸2-ヒドロキシエチル】 (2023年3月31日まで、第1種指定化学物質) 第2種指定化学物質(法第2条第3項、施行令第2条別表第2) (2023年4月1日以降、第2種指定化学物質)	1質量%以上を含有する製品 1質量%以上を含有する製品
一種⇒ 一種、特一種	アセトアルデヒド 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) 【12 アセトアルデヒド】 第1種指定化学物質、特定第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1、施行令第4条) 【12 アセトアルデヒド】 (2023年4月1日以降、特定第1種指定化学物質)	1質量%以上を含有する製品 0.1質量%以上を含有する製品
一種⇒二種	1-アミノ-9, 10-アントラキノン (別名: 1-アミノアントラキノン) 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) 【19 1-アミノ-9, 10-アントラキノン】 (2023年3月31日まで) 第2種指定化学物質 【19 1-アミノ-9, 10-アントラキノン】 (2023年4月1日以降、第2種指定化学物質)	1質量%以上を含有する製品 1質量%以上を含有する製品

2. 化学物質排出把握管理促進法改正と対応 5/5

SDSの「適用法令」記載方法の具体的な例 2/2

変更(分類)	法規区分名	適用条件
一種⇒削除	アセトニトリル 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) 【13 アセトニトリル】 (2023年3月31日まで)	1質量%以上を含有する 製品
一種⇒特一種 (物質グループ化 変更)	鉛 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) 【304 鉛】 (2023年3月31日まで) 第1種指定化学物質、特定第1種指定化学物質(法第2条第2 項、施行令第1条別表第1、施行令第4条) 【697 鉛及びその化合物】 (2023年4月1日以降、第1種、特定第1種指定化学物質)	1質量%以上を含有する 製品 0.1質量%以上を含有する 製品

(注記)これまでは「鉛」(第1種指定化学物質)と「鉛化合物」(特定第1種指定化学物質)が別々に指定されていたが、改正により「鉛及びその化合物」としてグループ化され、特定第1種指定化学物質となった。

3. EU REACH附属書 II (SDSの編纂規定)の改正と対応

EU REACH附属書 II (SDSの編纂規定)とは

REACHの附属書 II で、SDS作成の基本的な事項(書式、記載事項)の
について規定している。

REACH附属書 II が改定(2020年6月18日)されたことで、2021年1月1
日以降、作成するSDSをREACH附属書 II に合わせる必要が生じる。

ここではREACH附属書 II の改定概要とSDS作成における主要な変更点
について解説し、またこれに合わせて改訂された二つのガイダンス(SDS
ガイダンス、表示・包装ガイダンス)について紹介する。

またCLP規則を修正する委員会規則(EU) 2017/542により、中毒センター
への届出の必要が生じており、REACH附属書 II でもSDSへの記載が言及
されている混合物製品のUFI (Unique Formula Identifier: 固有処方識別子
)についても紹介する。

3. EU REACH附属書IIの改正と対応 1/5

REACH 附属書II「安全データシートの編纂規定」の改訂

委員会規則 (EU) 2015/830 (2015年5月), 2020/878(2020年6月)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020R0878&rid=1>

委員会規則	2015/830	2020/878
公布時期	2015年5月28日	2020年6月18日
適用	2015年6月1日	2021年1月1日
猶予期間	2017年5月31日	2022年12月31日
修正骨子	従来法DSD(67/548/EEC及び1999/45/EC)からの移行期間が終了し、CLP規則のみに従ってSDSを作成するための規定 GHS 改訂5版と整合	一部修正 Poison Centre関連 UFI記載、項目12.6 Endocrine disrupting properties ナノ形態(情報規定と整合)、他GHS 改訂6版・7版と整合
SDSガイダンス(最新)	2015年11月 Ver 3.1	2020年12月 Ver 4.0
表示・包装ガイダンス(最新)	2019年5月 Ver 4.0	2021年3月 Ver 4.2

3. EU REACH附属書IIの改正と対応 2/5

1. SDSの基本的な書式(様式): Part B

REACH 附属書II「安全データシートの編纂規定」のPart Bで、SDSの項目番号・名称、小項目番号・名称が決められている

赤字で記載: 追加された小項目 青字で記載: 名称が一部変更

PART B

SECTION 1: Identification of the substance/mixture and of the company/undertaking

SECTION1からSECTION10までは書式(様式)に変更なし

SECTION 10: Stability and reactivity

SECTION 11: Toxicological information

11.1. **Information on hazard classes as defined in Regulation (EC) No 1272/2008**

11.2. **Information on other hazards**

SECTION 12: Ecological information

12.1. Toxicity

12.2. Persistence and degradability

12.3. Bioaccumulative potential

12.4. Mobility in soil

12.5. Results of PBT and vPvB assessment

12.6. Endocrine disrupting properties

12.7. Other adverse effects

SECTION 13: Disposal considerations

13.1. Waste treatment methods

SECTION 14: Transport information

14.1. **UN number or ID number**

14.2. UN proper shipping name

14.3. Transport hazard class(es)

14.4. Packing group

14.5. Environmental hazards

14.6. Special precautions for user

14.7. **Maritime transport in bulk according to IMO instruments**

SECTION 15: Regulatory information

15.1. Safety, health and environmental regulations/legislation specific for the substance or mixture

15.2. Chemical safety assessment

SECTION 16: Other information

3. EU REACH附属書IIの改正と対応 3/5

項目9: 物理化学的性質の記載方法(小項目)の変更

2015/830 (2015年5月)

2020/878(2020年6月)

- 9.1. Information on basic physical and chemical properties
- (a) Appearance
 - (b) Odour
 - (c) Odour threshold
 - (d) pH
 - (e) Melting point/freezing point
 - (f) Initial boiling point and boiling range
 - (g) Flash point
 - (h) Evaporation rate
 - (i) Flammability (solid, gas)
 - (j) Upper/lower flammability or explosive limits
 - (k) Vapour pressure
 - (l) Vapour density
 - (m) Relative density
 - (n) Solubility(ies)
 - (o) Partition coefficient: n-octanol/water
 - (p) Auto-ignition temperature
 - (q) Decomposition temperature
 - (r) Viscosity
 - (s) Explosive properties
 - (t) Oxidising properties
- 9.2. Other information



- 9.1. Information on basic physical and chemical properties
- (a) Physical state
 - (b) Colour
 - (c) Odour
 - (d) Melting point/freezing point
 - (e) Boiling point or initial boiling point and boiling range
 - (f) Flammability
 - (g) Lower and upper explosion limit
 - (h) Flash point
 - (i) Auto-ignition temperature
 - (j) Decomposition temperature
 - (k) pH
 - (l) Kinematic viscosity
 - (m) Solubility
 - (n) Partition coefficient n-octanol/water (log value)
 - (o) Vapour pressure
 - (p) Density and/or relative density
 - (q) Relative vapour density
 - (r) Particle characteristics
- 9.2. Other information
- 9.2.1. Information with regard to physical hazard classes
- (a) Explosives ~ (m) Oxidising liquids ~ (p) Corrosive to metals ~ (q) Desensitised explosives
- 9.2.2. Other safety characteristics
- (a) mechanical sensitivity ~ (e) evaporation rate ~
 - (l) photocatalytic properties.

赤字で記載: 追加(削除)された小項目
 青字で記載: 名称が一部変更

3. EU REACH附属書IIの改正と対応 4/5

安全データシートの編纂のためのガイダンス

Guidance on the compilation of safety data sheets
(2020年12月 Ver 4.0)

https://echa.europa.eu/documents/10162/2324906/sds_en.pdf/01c29e23-2cbe-49c0-aca7-72f22e101e20

1. SDS作成上の注意点

SDSを作成すべき者、秘密保持、必要なSDSの改訂、記載する言語等SDS作成上の注意点を記載

2. SDSの項目毎の情報

SDSの各項目毎に化学物質／混合物の記載方法、記載上の注意点、記載の実例、参考資料等を紹介

3. 付録

SDSに記載する関連するばく露シナリオ、特別な混合物(合金、セラミックス等)のSDS等

(注記)このガイダンスの日本語版は情報機構(2021年5月、山本訳)により発行されている。

表示及び包装に関するガイダンス

Guidance on labelling and packaging in accordance with Regulation (EC) No 1272/2008
(2021年3月 Ver 4.2)

https://echa.europa.eu/documents/10162/2324906/clp_labelling_en.pdf

1. CLP規則に基づく表示及び包装規定

2. CLPラベル要素の記載方法

絵表示、注意喚起語、危険有害性情報、注意書き、コード

3. 表示・ラベル

ラベル作成上の注意点、ラベルのサイズ、例外規定(折り畳み式ラベルの例、容量125～10ml未満、他)、ラベル例(13例)

4. 注意書きの選択

CLP規則第22条、第28条に基づき「6を超えない注意書き」が選択される

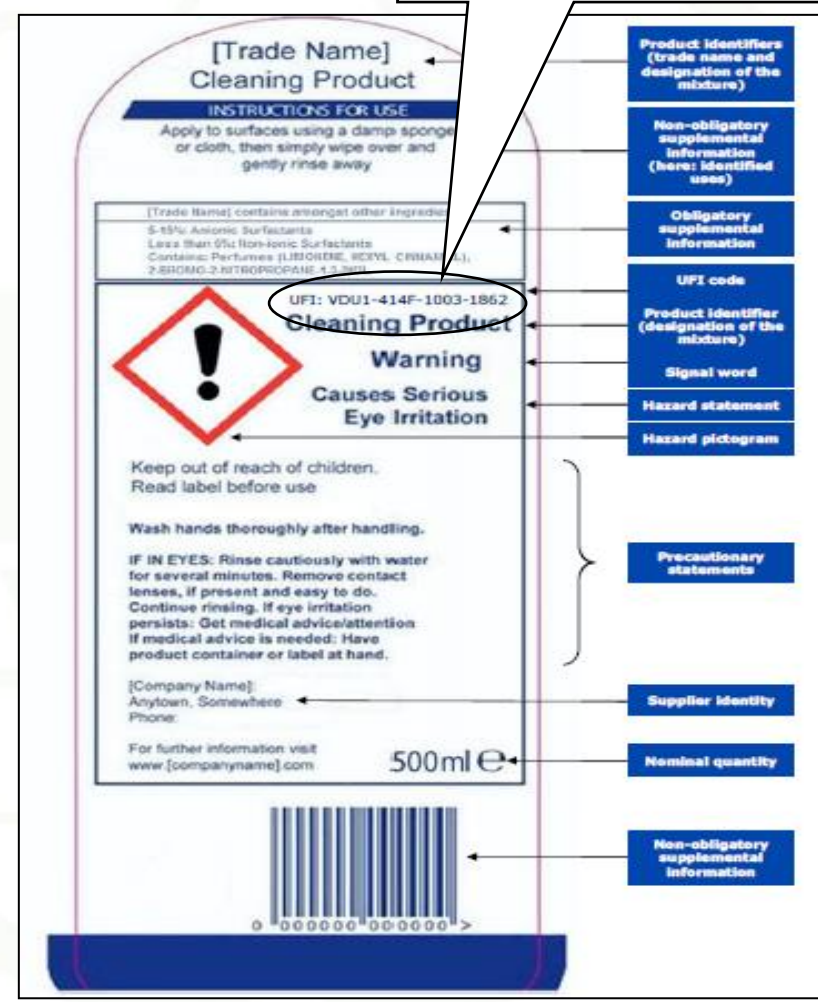
3. EU REACH附属書IIの改正と対応 5/5

EU 中毒センターへの届出 (概要)

- ▶ 製品事故時の緊急措置をより適切にするための、CLP規則を修正する委員会規則(EU) 2017/542が施行され2020年1月1日から適用される。
- ▶ 混合物製品の輸入者/川下ユーザーは、**上市前に下記情報を、中毒センターに提出しなければならない。**
 - ① 混合物及び届出者の同定情報
 - ・混合物製品のUFI (Unique Formula Identifier: 固有処方識別子)
 - ・情報提供者の詳細
 - ② ハザード同定と追加情報
 - ・CLP分類
 - ・ラベル要素
 - ・毒性学情報
 - ・追加情報
 - ③ 混合物成分情報
 - ・化学的特定
 - ・濃度
- ▶ 混合物のUFIは、ECHAのコンピューターツールを使用して作成する。
- ▶ **UFIはラベル上に、UFIの文字に続いて表示する必要がある。**
 - ・工業的用途の有害性混合物および包装されていない混合物の場合には、ラベルの代わりにSDSの中で記載してもよい。
- ▶ 中毒センターへの届出義務開始時期
 - ・消費者用混合物 : 2020年1月1日から
 - ・業務用混合物 (工業用地外使用) : 2021年1月1日から
 - ・工業用混合物 (工業用地内使用) : 2024年1月1日から

ラベル例

Cleaning Product
(消費者用製品)
UFIが記載されている
UFI: VDU1-414F-1003-1862



4. SDS作成等の対応・体制整備 1/2

SDSに関する最近の動向と対応(まとめ)

法規制	対応	体制整備
安衛法改正	<p>SDS・ラベル義務対象物質が公表(2023年度まで合計約1800物質)され、その後も公表(毎年50~100物質程度)予定。 義務化に合わせて製品が対象となる場合、新規または改訂SDSを作成する必要あり。</p>	<p>これらの改正に合わせて、SDSの新規作成または改訂(数)が「大幅に増えていく」可能性。 (体制強化が必要か?)</p> <p>次の対策も必要となる可能性。</p>
化学物質排出把握管理促進法改正	<p>物質(数)の大幅見直し(特に第二種) 全体で49%の見直し(319/649) SDSの新規作成・改訂の可能性。</p>	<p>(1)関連情報(法規制・物質)入手・整備 (2)社内の連携強化 (3)社外との連携 (外部組織の活用)</p>
EU REACH附属書Ⅱの改正	<p>書式(様式)の改定・関連ガイダンスの改訂により、既存の交付済みSDSの改訂が必要。 新規作成SDSは、改定REACH附属書Ⅱに合わせる必要がある。</p>	

4. SDS作成等の対応・体制整備 2/2

産業環境管理協会が支援できる業務のご紹介

項目	内容
SDS・ラベル作成	<p>ご依頼を受け必要な情報をご提供頂き、法規制等に基づいたSDS・ラベルを作成します。</p> <p>仕向け地：日本、EU(英語、EU各国言語)、米国、中国、他EU、中国等の現地事務所との連携により登録・届出も可能。</p>
SDS・ラベル セミナー	<p>SDS・ラベルのセミナーを定期的を開催しております。</p> <p>https://www.e-jemai.jp/seminar/chemicals/jissen_2_2022.html</p> <p>ご希望により「企業内セミナー」も実施します。</p>
SDS等コンサルティング	<p>SDS・ラベル等に関連するご相談を受けております。</p>
法規制(SDS)情報提供	<p>法規制・SDS・ラベル関係の国内外情報をCATCHERシステムと連携して提供できます。</p> <p>http://www.jemai.or.jp/chemicals/CATCHER/intro.html</p>

連絡先：産業環境管理協会 国際化学物質管理支援センター

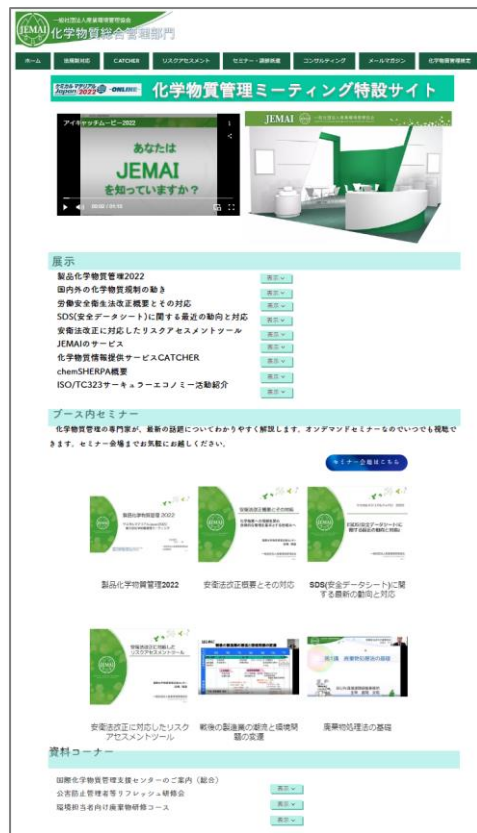
電話でご相談の場合は：03-5209-7798 にお電話ください。

メールでご相談の場合は：アドレス：[chemicals\(at\)jemai.or.jp](mailto:chemicals@jemai.or.jp) にメールください。

その他の産業環境管理協会のサービス

<http://www.jemai.or.jp/chemicals/chemicalmanagement.html>

化学物質管理ミーティング特設サイト



さらに詳しく知りたい方は・・・

JEMAIのHPの化学物質管理ミーティング特設サイトにお越しください。

<https://www.chemical-info-jemai.net/cmj2022>

【ブース内セミナー】

- ・安衛法改正概要とその対応
- ・SDS(安全データシート)に関する最近の動向と対応
- ・安衛法改正に対応したリスクアセスメントツール

各専門分野の講師が安衛法改正等の最新トピックスをわかりやすく解説します。オンデマンドセミナー(動画配信)なのでいつでも見ることができます(無料)。

【展示コーナー】

化学物質管理に関する最新資料を閲覧・ダウンロードできます。